

仲里野球場・久米島野球場芝生・グラウンド管理委託業務

業務説明書

令和8年5月

久米島町役場 環境保全課

## 目 次

### 1 特記仕様書

## 特記仕様書

業務委託名：仲里野球場・久米島野球場芝生・グラウンド管理委託業務

履行期間：契約締結日～令和9年3月12日

業務概要：本業務は、プロ野球・社会人野球・大学野球等のキャンプにおいても使用する「仲里野球場・久米島野球場」の芝生・グラウンド等の機能を強化し良質な状態を維持管理することで、選手が安心して練習に取り組むことができるキャンプに適した環境を作るものである。

### 1. 仲里野球場 (A=9,429.0 m<sup>2</sup>)

芝刈工・・・・・・・・・・・・・・・・・・24回

粒状肥料散布工・・・・・・・・・・6回

液剤散布工・・・・・・・・・・・・・・・・13回

(液肥6回、殺菌剤2回、殺虫剤2回、除草剤3回)

コアリング工・・・・・・・・・・2回

スーパー工・・・・・・・・・・2回

バーチカルカット工・・・・・・・・3回

目砂散布工・・・・・・・・・・2回

### 2. 久米島野球場 (A=9429.0 m<sup>2</sup>)

芝刈工・・・・・・・・・・・・・・・・・・24回

粒状肥料散布工・・・・・・・・・・6回

液剤散布工・・・・・・・・・・・・・・・・13回

(液肥6回、殺菌剤2回、殺虫剤2回、除草剤3回)

コアリング工・・・・・・・・・・2回

スーパー工・・・・・・・・・・2回

バーチカルカット工・・・・・・・・3回

目砂散布工・・・・・・・・・・2回

### 3. グラウンド整備 (仲里野球場 (内野練習場含む)・久米島野球場・ブルペン)

グラウンド、アンツーカー等整備・・・・・・・・1式

## 第一節 一般事項

### 1. (適用)

この仕様書は、久米島町役場環境保全課が発注する「仲里野球場・久米島野球場芝生・グラウンド管理委託業務」の全般に適用する。

### 2. (軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または業務施工上当然必要なものについては、調査職員の指示に従い受託人において異議なく施工するものとする。

### 3. (疑義の解決)

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない業務の細目については調査職員の指示に従うものとする。

### 4. (仕様の委任)

委託業務の履行にあたっては、この仕様書による他、必要に応じて別に定める使用細部事項によるものとする。

### 5. (委託作業技術基準)

本仕様書に記載されていない事項については、下記の規格・基準に基づいて業務を行う。  
また、発注者と協議し、利用状況を考慮して管理作業工程を組むこと。

- ① 芝草・芝地ハンドブック（博友社）
- ② 最新芝生・芝草調査法（日本芝草学会：編）
- ③ 公共緑地の芝生 近藤三雄（東京農業大学教授）編

### 6. (調査職員の定義)

本仕様書に言う調査職員は、久米島町の本業務担当職員を言い、調査職員は契約書に基づき設計図書の記載事項に関して、指示・承認・協議・検査立会及び検査等を行う。

### 7. (工程管理)

受託人は本業着手に先立ち、計画書などを調査職員に提出し、承認を受けた後、着手する。

### 8. (材料の管理)

(1) 本業務に使用する材料は、「材料承諾願」を提出し、承認を受け、工程表に従い本業務の進捗に支障なきよう充分に手配すること。

(2) 現場に搬入された材料は、随時調査職員が点検・試験できるように検査試験用具を準備し、調査職員が不合格と認めた材料は、速やかに代品を納入し、再度点検を受けるこ

と。

(3) 検査試験時に合格した資材であっても使用時に調査職員が材質不良と認めたものは使用してはならない。

#### 9. (施工検査)

あらかじめ調査職員の指示した箇所等、必要な業務段階の区切り等では、調査職員の検査を受けなければならない。

#### 10. (現場管理)

本業務施工期間中は、運動施設建設及びスポーツターフの経験を十分に積んだ技術者を現場に配置させ、施工管理、品質管理に万全を期さなければならない。又、現場にて疑義が生じた場合、写真など書面にて調査職員に報告を行うこと。

#### 11. (緊急な対応)

業務期間中、天候やその他の要因により緊急に対応しなければならない事情が発生した場合、調査職員の要請により迅速かつ柔軟に対応すること。

### 第二節 必要書類

#### 1. (報告書等の提出)

受託人はあらかじめ町と協議の上、受託業務着手時に受託現場責任者を選定し、受託業務実施計画書を提出しなければならない。現場責任者は常に管理現場の状況に精通し、かつ調査職員と連絡を密にして、受託業務の推進を図るとともに、災害防止、その他管理上必要な措置等については、調査職員の指示を受け、適切な業務の執行にあたるものとする。

#### 2. (受託業務記録写真)

受託人は、業務全般にわたって記録写真を提出するものとする。

### 第三節 仲里野球場・久米島野球場の芝生管理

芝生がスポーツターフとして使用可能となるように、刈込、施肥、病虫害防除、除草、目土不陸整正等の整備業務を行う。芝生の状況を確認し、適切に各作業を行うため、スポーツターフに精通した技術者を配置する。

芝生管理に必要な散水については、町と協議し散水を行う。

#### 1. (芝刈り作業)

芝生の状況を観察し、適切に刈込を行うものとし、毎回同じ方向では刈りこまず、違う方向にて刈込を行う。刈り高は、芝生の状況に応じた適当なものとするが、概ね 20 mm を基準とする。又、刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈り跡は清掃する。

## 2. (粒状肥料散布作業)

肥料は、芝生に最適なものを選定し、事前に承認を得て実施するものとし、適量を散布ムラの無いよう、均一に散布すること。

※ただし、1回当たりの散布量の目安とする。

(粒状肥料) 22.0 g/m<sup>2</sup>

## 3. (液剤散布作業)

液剤散布については、薬量を間違えると薬害を起こす可能性がある為、農薬についての知識を有する技術者の立ち会いのものとする。

※ただし、全て1回当たりの散布量の目安とする。

(液肥) 10.6ml/m<sup>2</sup>、(殺菌剤) 0.13ml/m<sup>2</sup>、(殺虫剤) 0.13ml/m<sup>2</sup>、(除草剤) 0.13ml/m<sup>2</sup>

## 4. (コアリング作業)

芝生管理用エアレーション機を用い、Φ16のムク型タインを使用して土壌の状態を確認しながら、深さ3cm～5cmの範囲でコアリングすること。

## 5. (スーパージョー作業)

コアリング作業で出たコアの回収を無駄なくスーパージョー機で回収し、廃棄まで行うこと。

## 6. (バーチカルカット作業)

バーチカルモアを使用し、芝生の状態を確認して深さ3cm～5cm程度になるようにバーチカルカットを行うこと。

## 7. (目砂散布作業)

床上と同じ洗砂(黒)を使用する。作業は芝生専用の目砂散布機を使用し、散布ムラの無いよう細心の注意をし、施工を行うこと。事前にキャリブレーションを行い散布量が均一になるようにセットしておく。

## 8. (技術基準)

受託作業の実施に際しては、受託作業技術基準に基づき、実施し、技術基準に定めのないものについては調査職員の指示を受けるものとする。

## 9. (見本作業の指示)

受託作業の種類、規模の大きさ等により必要な場合は、当該作業に先立ち見本となる作業

を調査職員に指示し承認を得るものとする。

#### 第四節 (安全管理)

##### 1. (安全一般)

- ① 受託人は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害防止につとめるものとする。
- ② 薬物、電気及びその他危険物を使用する場合は、その安全及び取扱いについては、関係法令の定めるところに従い万全の処置を講じるものとする。
- ③ 薬品等を用いる際は、臭いの飛散を最小限にするため、風の弱い時を見計らうなどの対応を考慮すること。

##### 2. (事故防止)

受託人は、町民の生命、身体及び財産に対する侵害及び迷惑を防止するための必要な措置を講じなければならない。

##### 3. (施設等の損傷)

受託人は、作業実施にあたり、施設等を損傷しないよう十分注意して施工し、万一損傷した場合は受託人負担で原型に復すること。又、損傷を発見した場合は速やかにその状況を調査職員に報告するものとする。

##### 4. (現場の整理整頓)

受託人は業務実施中交通に支障を生じる場合は、機械器具、不要資材等交通及び保安上の支障にならないようにその都度整理し、または現場から搬出し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

##### 5. (後片づけ)

受託人は業務の完了と同時にすみやかに不要機械を整理し、現場を清掃する。

#### 第五節 その他

1. 全ての作業に必要な水道料金は町の負担とする。
2. 全ての作業に必要な機械、工具等は受託者が準備するものとするが、町が保有する機械及び工具等も必要に応じて、町と協議の上使用できるものとする。